

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成24年4月より

■ 後期高齢者支援金分保険料と介護保険料が変わりました！

● 後期高齢者支援金分保険料

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

3,000円 ← 2,700円
新 旧

● 介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

3,300円 ← 3,200円
新 旧

保険料のお知らせ

保険料の一部である後期高齢者支援金は、高齢者医療を支えるために法律で定められているものであり、全ての被保険者に納付の義務があります(他の保険者でも賦課されているものです)。また、その額は過去の医療費の実績に応じて変動します。

■ 保険料の計算

国民健康保険料	=	医療分保険料	+	後期高齢者支援金分保険料	+	介護分保険料 (40歳以上65歳未満の方)
---------	---	--------	---	--------------	---	--------------------------

■ 保険料の月額

		月 額	内 訳 (医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	介護保険料あり	22,300	16,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	19,000	16,000 + 3,000
乙種組合員	介護保険料あり	13,300	7,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	10,000	7,000 + 3,000
勤 務 医	介護保険料あり	15,800	9,500 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	12,500	9,500 + 3,000
甲乙種家族	介護保険料あり	10,300	4,000 + 3,000 + 3,300
	介護保険料なし	7,000	4,000 + 3,000

高額療養費の限度額適用認定申請について

70歳未満の被保険者が、**入院等により医療費が高額になると見込まれる場合**、あらかじめ保険者に申請し、交付された**限度額適用認定証**を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額
上位所得者※1	$150,000 \text{ 円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 83,400 円)
一 般	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 44,400 円)
低 所 得 者	35,400 円 (過去1年間で4回目からは 24,600 円)

※1 上位所得者とは、国民健康保険については、「その世帯に属する被保険者のすべてについて、**旧ただし書き所得**を合算した額が600万円以上の者」とする。

※ なお、限度額認定証は保険料を滞納している方には交付できません。ただし、災害等の特別な事情があると認められた場合はこの限りではありません。交付を行わなかった理由が解消されれば交付できますので、再度申請を行ってください。

交通事故は国保組合までご連絡を！！

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者から支払ってもらって、それでケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしてくれない、という場合などのときには、**国保で治療を受けることができます。**

しかし、その場合、国保からの給付はあくまでも一時の立て替えとして治療費を出すわけですから、**国保を使う場合は必ず歯科医師国保組合へ届け出る必要があります。**



傷病手当金の申請について

組合員の方が病気やけがなどで入院された場合、**1日につき2,000円**の手当金を支給しています。詳しくは次のとおりです。

- ◇対象となる方は： 加入から185日を経過した甲種組合員(先生)及び乙種組合員(従業員)本人
- ◇給付の限度日数： **年度90日まで**
- ◇申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。
その申請書を提出していただいた後、医療機関からのレセプトと照合し給付を決定します。

※甲種組合員(先生)には、こちらから申請用紙をお送りしますので、お申出は必要ございません。

後期高齢組合員の傷病見舞金

後期高齢組合員(後期高齢者で組合員資格を継続している甲種本人)の方が病気やけがなどで入院された場合、**1日につき2,000円**の見舞金を支給いたします。詳しくは次のとおりです。

- 対象となる方は： 加入から185日を経過した後期高齢組合員
- 給付の限度日数： **年度90日まで**
- 申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。
- 必要な書類は： 入院証明書(入院期間が記載されているもの)(コピー可)

国内外宿泊保養施設利用の補助

- ◇対象者：当組合の被保険者と後期高齢組合員
- ◇補助額：1人1泊：**2,000円**
- ◇申請方法：お申し出により組合から申請用紙をお送りします。
ご記入捺印のうえ、領収書(宿泊者の名前が載っているもの)を添えてご提出ください。
※申請は年度内1回限りです。



こんな時どうなる？

Q 国保の保険料は、誰が負担しなければいけないのですか？

A 国保の保険料の負担は、原則、ご本人様が負担することになっております。スタッフの方が全額負担されるか、先生が一部を負担されるかは各診療所様のご判断にお任せします。

お知らせ♪

『ダイワロイヤルホテルズ』夏季特別プランのご案内

『ダイワロイヤルホテルズ』夏季特別プランのご案内チラシが届いております。是非ご覧下さい。

期間:2012年7月1日~2012年9月30日

 該当の方は届出ください！

学業のため世帯を離れている学生の方は、国民健康保険法第116条該当届出により継続してご加入することができます。該当される方は組合までご連絡ください。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起こっています。)

保険料は、毎月10日に銀行へ引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

- ◇ 加入の場合の保険料は
月初めでも月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ 喪失の場合の保険料は
月途中の喪失は前月分までの保険料を徴収します。



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市中央区坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>